令和2年度調剤中國化文定に係る経過措置

点数	該当部分	経過措置期限	備考
調剤基本料	注 6 (後発医薬品減算 ▲2点) ▶ 後発医薬品の数量割合が4割以下	令和2年 9月30日	・経過措置期間は改定前の例により算定する
薬剤服用歴管理指導料	薬剤服用歴管理指導料 1 J及び 2 J (5) 指導等に係る留意点 > ウ 手帳(イ)④患者が日常的に利用する保険薬局 の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等	令和3年 3月31日	・経過措置期間は「患者が日常的に利用する保険薬局の名称」の部分は 適用しない・通知 1 別添 3 調剤報酬点数表に関する事項 (5) 指導等に係る 留意点 (P16) 参照
(新設) 薬剤服用歴管理指導料 特定薬剤管理指導加算2	施設基準(4) 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に 係る研修会に当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師が年1回以上参加していること。	令和2年 9月30日	・経過措置期間は基準を満たしているものとする ・通知 2 第 98 特定薬剤管理指導加算 2 (P262) 参照
薬剤服用歴管理指導料 手帳の活用実績が少ない 保険薬局	3月以内に再度処方箋を持参した患者への薬剤服用歴管 理指導料の算定回数のうち、手帳を持参した患者への薬剤 服用歴管理指導料の算定回数の割合が 50%以下である 保険薬局	令和3年 3月31日	・経過措置期間における令和元年度分の実績の計算は、6 月以内に再度処方箋を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数を用いる ・通知 2:第99薬剤服用歴管理指導料の注13に規定する保険薬局(手帳の活用実績が少ない保険薬局)(P262)参照
地域支援体制加算	調剤基本料1を算定する保険薬局に適用される実績要件	令和3年 3月31日	・経過措置期間は改定前の例により算定する ・通知 2:第92地域支援体制加算(P254-P256)参照
かかりつけ薬剤師も指導料かかりつけ薬剤師包括管理料	施設基準(4) ※ 薬学管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること	令和2年 9月30日	・経過措置期間の間は改定前の例により算定する ・通知2:第100かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料(P263)参照

※通知1:令和2年3月5日、保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

※通知2: 令和2年3月5日、保医発0305第3号「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」